

524

内本

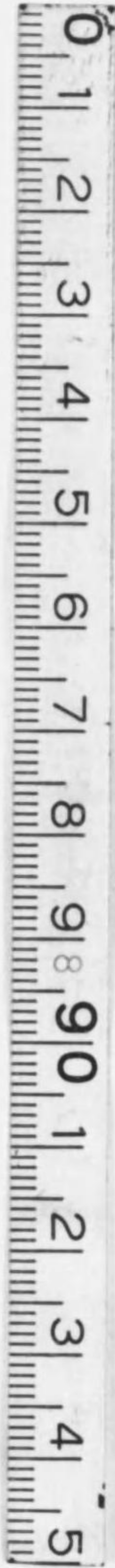
特248

860

聯盟事務局經濟部調查

一九三三年六月以降の
通商政策の發展

日本國際協會發行



始



特248
860

目次

一、主たる事件………三

A ヨーロッパ諸國………五

ドイッ………七

オーストリア………八

スペイン………八

フランス………八

英國………九

ギリシア………一六

イタリア………一七

オランダ………一八

ポランド………一九

ス………一九

チェコスロヴァキア………二〇

トルコ………二〇

B ヨーロッパ外諸國………二二



はしがき

国際聯盟事務局經濟部は、その蒐集せる資料に基き一九三三年六月以降の通商政策の發展に關する調書を發表した。國際聯盟東京支局の作成せる其の要譯は一般の参考となるどころ大なりと信じ、本會に於て之を割附に附し一般に頒布することとした。

昭和九年一月

日本國際協會

日	本	三
米	國	三
二、一	般	考	察
		三
(a)		通商政策の發展
		三
(b)		衡平待遇制度の漸進的廢棄
		四

一九三三年六月以降の通商政策の發展

國際聯盟東京支局譯

一、主たる事件

六月以來の主たる事件は、ロンドン通貨經濟會議の開催であつたが、これは非常な期待を持たれてゐたにも拘らず、遂に事業中止されるに至つた。よめに反動も亦大きかつたといふ意味で重要であつた。會議は六月十二日より七月二十七日に亘り開かれたが、主要國間の通貨政策の對立が通商問題の全審議を不可能たらしめた。よめに、具體的成果を收め得ずして遂に七月二十七日その第一回會合を閉じた。

従つて會議は、それが招集の目的たる二個の主要問題、即ち量的制限の撤廢乃至輕減、並に關稅障壁の低下問題に關して、何等の協定にも達するを得ず散會するの餘儀なきに立到つた。但しこれら二問題を実行するの必要なことには、精神に於ては何れの國も異議はなかつた。

1、會議直前若干國間に締結された關稅休日、忽ち五十九ヶ國にまで及ぶに至つた。然しながら、關稅休日の幾分漠然たる性質、及び若干國の加入決定に當り、付した留保並に解釋等は、右休日の實際的效果に關し明確な觀念を與へることを極めて困難ならしめた。

(1) オーストリアは正式にはこの休日には加はらなかつたが、本問題に關しては決意の精神を證して行動する旨宣言した。本協定の價值は、若干國より發せられた破棄通告、若くはその他通告に照らして今日一層疑問と考へられる。

(2) アイルランド自由國、デンマルク、オランダ、スウェーデン、フランス、ベルギー、イタリア、英本國、フィンランド、エストニア、支那、ラトヴィア、印度、ニュージーランド。

最惠國條款に關する審議も亦、恰も問題の核心に觸れるに至るや中止するを餘儀なくされた。然しながら多くの場合、最惠國條款の正當なる適用、特に割當との關係に關し、及び本條款の新たる除外例に關し、條款の解釋上如何に曖昧且つ混亂せる點のあるかと明かとなつた。然し條款の新除外例に關する協定は、その必要は漠然と認められながらも、到底締結せらるべくもなかつた。

2、又別の國際的會合が八月中にロンドンに於いて開かれたが、これは小麥輸出國たる海外の四大國(1)と、ヨーロッパの輸出並に輸入國間に行はれたものであつた。この會合は世界小麥市場に於ける需給間の割合を決定する手段を見出すにあつた。國際聯盟經濟委員會提唱の下に、先づ最初一九三三年五月ジュネーブに於いて、續いて通貨經濟會議の傍ら、ロンドンに於いて海外諸國間の意見交換によつてその土臺は準備されたのである。この會合の結果として極めて重要な條約が締結されたが、これに於いて小麥輸出を統制及び制限すべき輸出國側の約束に對し、輸入國側は穀物關稅の引下に同意してゐる(2)。本協定の實際的效果を評價するのは未だ尙早である。

(1) 米國、カナダ、アルゼンチン及びオーストリア

(2) 關稅調整は小麥の平均國際價格が一定水準に達し、而して一定期間に亘りその水準を維持するに至るや、直ちに行はれることに規定されてゐる。

3、集會的通商政策の分野に於いて特記すべき事柄は、英國(六月二日)、ノールウェー(六月二十六日)、米國(六月二十九日)、デンマルク(六月三十日)及びオランダ(九月十一日)が順次、一九二七年の輸出入禁止制限撤廢の國際

條約の義務より解除さるべき手段を執つたことこれである。その結果右の條約は日本——一九三四年六月三十日まで——及びオランダの場合を除き今日も早や效力を存してゐないのである。

4、ダニューヴ諸國に關して記述すべきは、シナイア(九月二十四日—二十七日)に於ける小協商國間の會商である。これに於いて、チエコスロヴァキア、ユーゴスラヴィア及びルーマニア間に經濟的協力(3)に對する基礎が据えられ、一方、その他舊オーストリア、ハンガリー王國の繼承諸國も合同するやう招請することを提案してゐる。

イタリア政府側に於ても亦、ダニューヴ諸國間の經濟機構の甚だしき相違が全般的解決を困難ならしめるといふ事實を考慮に措くと共に、ストレーザ決議に基礎をおくダニューヴ流域地方の復興計劃を立案してゐる。従つてイタリア政府は、ダニューヴ諸國との貿易收支が常に逆調にある諸國とダニューヴ諸國間に一聯の二國間協定の締結を提議してゐる。かゝる協定の下に、ダニューヴ諸國の穀物及び其の他農産品、並にオーストリアの工業品に對して特惠關稅待遇を與へると共に、一方これら諸國の側に於いては上記の立場にある諸國に對し、各自の市場に公正な分前を留保すべきことが提案されてゐる。その後、新聞の報ずる處に依ると、右提案に關して、イタリア及びフランス政府間に精神に於いては同意が成立し、兩政府は所管大臣と協議することに決めた由である。

(1) 就中關稅の互惠引下が提議されてゐる。

A、ヨーロッパ諸國

ドイツ

はその關稅に若干の引上を行つた(綿糸、電氣バルブ)。九月末には禁止並に割當に關して新統制が採用

された。ドイツ政府は今や、ドイツ品に關して同様な措置を執れる諸國に對し、この種政策を制定する權限を有してゐる。従つて企圖された政策は防衛策であり、而してドイツと締結せる通商條約中に收められた規定の下に、輸入制限を適用せる諸國の場合にあつてはこの權限は行使されない旨の規程よりして、その防禦的性質は明確に表はされてゐる。更に割當を設定するに當つては各諸國がドイツ商品に與ふる待遇が考慮されてゐる。

十月に外國貿易振興のための一法令が通過し、又この目的のため外國貿易局 (Foreign Trade Bureau) 並に外國貿易諮問委員會 (Foreign Trade Advisory Committee) が設立された。

ドイツに於いて執られた別の措置は、財政的な性質を有すると共に、亦同時に同國の輸出貿易に効果を齎らさんとしたものである。従來ドイツの外國債權者はその利子を現金を以て五〇%、スクリップを以て五〇%受取つてゐた。このスクリップは今日「流通」せしめられてゐる。これは金割引銀行を通じその額面價格の約五〇%を以てドイツ商品の外國購入者に賣ることが出来る、ドイツ商品の支拂に對してはこのスクリップは全額面額を以つて用ひられるのである。又ドイツ輸出業者は「追加」輸出より生じた外國爲替の一部を以つて、若くはマルクを以つてそれを購入することが出来る。右の孰れの場合にも輸出業者はスクリップの額面の半分を支拂ふのであるが、然し額面通りに拂戻される。この制度は同國の通貨減價が輸出プレミアムとして作用しつゝある諸國との競争に對して、ドイツ輸出業者を擁護せんとする政府の意圖より出たものである。(1)

(4)一九三三年九月二十九日「フランクフルト新聞」及び同日の「インデュストリー・ウント・ハンデル」紙に據る。

七月二十九日ドイツ、ユーゴスラヴィア間に最惠國條款に基く新たな通商協定が締結された。

一九三二年十二月五日以降、ドイツの行つた關稅引上のスキス輸出に及ぼす影響について、スキス側が苦情を申込

んでゐるので、ドイツは同日の協定を擴大するために九月、スキスと商議を始めた。右の影響の因つて來たる處は、ドイツ政府の執つた措置の結果として、スキスが従來倚據し來たつた國民所得の二資源、即ち觀光客並にドイツに投資せるスキス資本の利子に依つては、最早ドイツに對する不斷の貿易逆調を埋合せ得ないといふ事實にあると考へられてゐる。右の兩國はスキスの有する特殊事情に適應すべき協定に未だ達してゐない。

八月になつてドイツは二個の通商協定を結んだが、第一はドイツへのポルトガル輸出の支拂を確實たらしめるためポルトガルと結んだものであり、第二は——暫定的協定——チエコスロヴァキアに對するものである。チエコスロヴァキアの協定は十月十四日より効力を發生するが、これは最惠國待遇に基いたものである。

オーストリア 七月十日カナダと通商條約を結んだ。此條約の下でオーストリアの商品はカナダへの輸入に際し、中間關稅の利益を享受し、一方カナダの商品はオーストリアへの輸入に當つて最惠國待遇を享けることになつてゐる。この條約は一九三三年十二月三十一日まで効力を有してゐる。

八月九日にユーゴスラヴィアとオーストリア間の通商條約を補足するため一協定が調印された。オーストリア工業品に對するユーゴスラヴィアの多數關稅率の輕減のため規定が設けられ、一方ユーゴスラヴィアより入る或種果物、油及び葡萄酒の輸入に對し、オーストリアの關稅が引下げられる。

オーストリアは又八月二十五日、ハンガリーより的小麥、小麥粉及び鶏卵、又オーストリアの木材、紙、化學生産品、織物及び人絹の追加割當のため、ハンガリーとの一協定に調印した。この協定の結果オーストリアに入る小麥關稅が引上げられることゝなつた。

更に九月、ギリシアと覺書の交換に依り、二國間の貿易に關し支拂決済のため、一協定をギリシアとの間に締結した。

スペイン　スペインの生産品を購入する諸國より同國への商品輸入に便宜を與へるためにスペイン政府は、三ヶ月間に亘りスペインよりの生産品總輸出の三五%以上スペイン商品を輸入する諸國に對し、拂戻を許すことが出来る。

フランス　フランスは九月初頭輸入割當の振當に於いて新たな原理を確立した。即ち輸入割當は最早や從來の如く、各國よりの輸入に比例して全部割當られることなく、二五%まで與へられるに過ぎない。残りの七五%は商議によつて定められ、且つフランスと相手國との貿易收支が好調なるか逆調なるかを考慮した上、對應的な利益に對してのみ與へられることになつてゐる。この原理は十月一日以來一部分（農産品及び家畜の場合）適用されてゐる。又一九三四年一月一日よりこの原理を全般的に適用するために、近日中若干國（ドイツ、イタリー、スペイン、オランダ、スイス等）と商議が行はれることになつてゐる。

他方輸出工業諸機關は政府に宛て緊急訴願をなしてゐるが、これは四ヶ年の間にフランスの輸出貿易が三百億フラン減退せることを述べ、若しこの總消失が惹起する、凡ゆる重大な社會、經濟並に財政的結果と共に防遏さるべきものならば、政府はフランス商品の外國市場への進出を助成するに必要な措置を執るべしと要請してゐる。右の諸機關は亦割當に關する新政策に關し、修正案がどの程度まで輸出業者の利益を保護するであらうか、及び割當の全廢ま

でに政府はこれが擴大の便宜を考慮しないものであるかを質問してゐる。

六月十日、フランス政府はフランス家畜並に家禽の飼料として、ユーゴスラヴィアの玉蜀黍の一定割當に對し、輸入税を四〇%拂戻すべき協定を取結んだ。

七月三日、フランスとギリシアは一九二九年三月十一日のフランス—ギリシア條約の議定書に調印した。この議定書は各國の若干生産品を最惠國待遇から除外せるものである。尙この兩締約國は十五日前の通告を以て條約中に定められたる税率を改正する權利を相互に認めてゐるが、かゝる措置に依つて影響を蒙る國は即時商議を開くことを要求する自由を持つてをり、又若しこの商議が十日以内に成功しなかつた時には、關稅均衡を再建するためにその税率を引上げる自由を有してゐる。

七月二十七日、エストニアとの間に關稅協定が締結され、この下でフランスはエストニア生産品の輸入附加税一五%を免除し、エストニアはフランスのアルコール飲料に對する輸入税を軽減してゐる。

同日（七月二十七日）フランスは、二附屬リスト中に特記された商品を除き、相互最惠國待遇に基く一協定をトルコと締結した。この協定は税率の固定化を規定してゐるが、然し十五日前の通告を以て破棄し得られることになつてゐる。

英國

一、一九三三年一月—五月

英國は必要と考へらるゝ保護を經濟制度にとり入れるために、大體關稅に倚賴してゐる。然し若干農産品の場合に

は輸入統制を採用して居り、或は又英國市場に供給しつゝある生産國との間の協定を見越し、及び特殊農産品に對する國內販賣計畫を有効ならしめるために、輸入統制を企圖してゐる。魚類についても亦統制が考へられてゐる。

英國は一九三二年三月の輸入税法に依つて組織的且つ恒久的な關稅を採用し、非常に多種に上る商品に對し從價稅を課してゐる。それら商品は當時までは現在課せられてゐる國庫關稅若しくは工業保護關稅を免除されてゐたものである。

爾後附加關稅が採用されてゐるが、就中特記する必要があるのは、一九三二年四月に於いて、一九三一年十一月及び十二月の關稅に取つて代つた違例的輸入に對する附加關稅、一九三二年九月に、同年一月の關稅に代へられた國産品に對する附加關稅、及び最後にオツタツ協定の結果として一九三二年十一月以來適用されてゐる關稅である。爾來英國の關稅には自主的調整が施されてゐるが、然しそれらは數に於いては比較的僅少である。

最後に、英國は一九三三年四月及び五月に若干の協定に調印したが、これらは英國通商政策の方向轉換を顯示するものであるから極めて重要である。これらの協定は以下の如きものである。

1、三ヶ年に亘り締結された一九三三年四月二十四日のデンマルクとの協定、英國へ入るデンマルク輸出の大部分をなす商品（ベーコン、バター、鶏卵、クリーム、鮮魚及び鹽魚）に對する關稅便益、供給統制の場合には、英國市場に於けるデンマルクの特地位に考慮が加へらるべしとする（最低數量若しくは比率が決定されてゐる）約束に對し、英國はデンマルクから多數商品に對して關稅便益を享け、且つ石炭特定割當（デンマルク總輸入の八〇％）を英國より購入すべき約束を得た。

（以下の數字に依つてこの規程より生ずる影響、即ち第一は英國よりデンマルク、スエーデン、ノールウェーへ

の石炭輸出に對するもの、及び第二は右三ヶ國への英國の主要競争國の石炭輸出に對する影響を判斷することが出來やう）。

▽デンマルクへの石炭輸入（一九三二年）

仕出 國

英 國.....五七%

ド イ ツ.....一三%

ポ ー ラ ン ド.....二八%

▽スエーデンへの石炭輸入（一九三二年）

仕出 國

英 國.....三〇%

ド イ ツ.....一五%

ポ ー ラ ン ド.....五四%

▽ノールウェーへの石炭輸入

仕出 國

（一九二九年）

（一九三二年）

ポ ー ラ ン ド 及 び デ ン マ ル ク.....三一%

五〇%

英 國.....六七%

四九%

そ の 他 諸 國.....二%

一%

2、四月十三日のドイツとの協定。この協定は英國側に於いては或種ドイツ工業品の輸入に對して關稅引下（關稅の二十二項目に影響を及ぼすもの）を、又ドイツ側に於いては英國炭の一定割當、即ち一ヶ月十八萬噸を常に下らざる、且つドイツの石炭消費に比例して増大さるべき割當を輸入すべき約束を規定してゐる。

3、五月一日のアルゼンチンとの協定。この條約は一八二五年の通商條約を補足せるものであつて、締約期間三年、六ヶ月前の通告を以つて破棄し得ることになつてゐる。これは一方に於いて英國への爲替振替の規定に關する規程（かくてペソに對する不當な壓迫を妨止することを企圖せる）を收め、他方に於いてアルゼンチンの冷凍魚に對する英國の割當に關してアルゼンチンに保障を與へてゐるものである。

兩締約國は、兩國間に交易さるべき主要生産品の關稅待遇に關する一補足的協定を、八月前に締結するに同意した。この協定の基礎となるべき原理は既に確定され、該條約附屬議定書中に宣明されてゐる。

4、五月十五日のスエーデン並にノールウェーとの協定。この協定は三年に亘り締結され、この期間後六ヶ月前の豫告を以つて破棄することが出来る。スエーデンとノールウェーとは、その石炭總輸入の各四七%並に七〇%を夫々英國より購入し、且つ多數の英國品に對し、各自の關稅を輕減若くは固定せしめることを約束してゐる。右の輕減並に固定化はスエーデン關稅の百六項目、並にノールウェー關稅の五十八項目に響くものである。英國はこの二個の締約國に對し若干の重要商品に課せらるべき自國關稅を輕減することを受諾し、又大體に於いて、ペーコン、ハム、バター、鶏卵及び魚類の供給統制の布かれる場合には、スエーデン及びノールウェーが衡平割當（凡ゆる場合最低數量が決定されてゐる）を受くべきことを約束してゐる。

5、五月十九日のアイスランドとの協定。この協定は三年の有効期間を有し、六ヶ月前の豫告を以つて破棄され得るものであるが、この下に於いて、アイスランドは若干英國品に對して關稅輕減並に固定を認め、且つ同國石炭輸入の七七%を英國より購入することを約束してゐる。その代りとして英國は、就中アイスランド魚類に對して一〇%を超える從價稅を課さぬこと、及び供給統制の場合にはアイスランドに一定最低割當を許すことを約してゐる。

上記の如く右の諸協定は若干の觀點より注目すべきものである。

(a) これらは可成の關稅輕減並に固定化を意味してゐる。

(b) これらは現行最惠國條款に對する補足であり、又その體現する關稅輕減並に固定化は、最惠國の權利を有する第三國にまで擴大されるであらう。

(c) これらは英國、自治領及び英國の最も重要な供給者、並に最上の顧客である諸國の利益を調和せしめ得るやうに、英國の輸入統制制度の適用を限定する規定を收めてゐる。

(d) 輸入統制が現存し若くは設定さるべき場合、その目的は相互貿易を制限するにはあらず、鞏固な基礎の上にそれを据えるにある。

(e) 最後に英國は、各國側に於いて英國品の待遇問題に、合理的便益を與ふ用意ある諸國に對してのみ、完全な最惠國待遇を與ふるの用意ある旨宣言した。

一、一九三三年六月—十月、

一九三三年六月以來、英國は關稅率の若干を改正し、これらは大體に於いて引上げられた。就中、冶金工業のため

特別保護手段を供した。輸出入禁止商品——商務局及びホーム・オフィスより發行せられる許可證に依り行はるゝものを除き——一覽表は一九三三年十月一日に効力發生した。染料に關しては、商務局の發表せる意見に依れば、一九二〇年法令は勿論右の如き商品の輸入も統制してゐるが、この法令は延長さるべきであり、又染料輸入はその後許可されたが、然し染料は最早一〇%從價税では充分ではないであらう。

ボールドウィン氏は政府の關稅政策に關する演説に於いて、英國の農業、貿易及び財政は保護關稅採用の結果として著しい改善を見た。而してこの改善は生活費の何等見るべき上騰を伴つてゐないと述べ、更に若し今保護政策を放棄するならば、今日英國に見らるゝ工業回復のその基礎は覆されるであらうと斷言してゐる。

一九三三年六月——十月に亘り、英國は同國が主要なる供給を仰いでゐる諸國との通商關係を鞏固ならしめることに絶えず努めた。その政策は通商條約について商議を行ふにあつて、右條約により關係國は英國市場に於けるその地位を維持することが出来るのであるが——然し右諸國は英自治領と市場を分割する筈になつてゐる——但しこれら諸國が英國よりの購入を増大することを條件としてゐる。

六月二十七日、英國とポルトガルは、一九三三年五月十五日協定の補足協定に調印したが、この協定の下に、兩國は更に廣汎な關稅便益を相互に與へ合つてゐる。英國は七月六日、ラトヴィアと一協定を、更に同月十一日、エストニアと一協定を締結した。これら協定の下に、英國は右の兩バルチック國のバター、ベーコン、鶏卵及びハムについて衡平割當を許すと共に、他方兩バルチック國は毎年鯉の一定割當を購入すること、及び鯉に對する兩國の關稅を固定せしめることを約してゐる。又ラトヴィアとエストニアとは英國品の販賣獎勵に努めるであらう。

一九三三年五月一日の條約の補足關稅協定が九月二十六日に於いて、アルゼンチンとの間に締結された。アルゼン

チンは英國輸出（織物、機械、自動車、金屬、石炭、ウキスキー等）に影響を及ぼす可成の數に上る關稅を輕減若くは固定せしめた。

九月二十九日、英國はフィンランドと通商條約を結んだ。この條約は三ヶ年間効力を有し、フィンランドの若干關稅の輕減若くは固定化を規定してゐる。尙、フィンランドはその石炭需要の七五%、並にコークス、鹽餅、及び鹽の一定割當を英國より購入することを約してゐる。これに對し英國は一定水準以下に若干のフィンランド品輸入を減少せしめざることを約してゐる。この影響を受けるフィンランド品はチーズ、鶏卵、ベーコン、ハム及び家禽である。該條約の附屬議定書中に兩政府は、フィンランドに依る諸種英國品（鐵及び鋼鐵、小麥粉、自動車）の購入を振興するため、フィンランド代表と英國若干産業部門代表者間に取交された意見の正式な覺書を收めてゐる。

最後に指摘すべきは、英國が四月末ロシア品の輸入に對して課した禁止を七月一日より撤回することに依り、ソヴィエト聯邦と通商關係を更新せることである。同時に三月以來中絶してゐたソヴィエト聯邦との通商協定の締結のため商議が開始された。然しながらカナダとのオッタワ協定により、ロシア木材の輸入に對し便益を與へることは英國としては困難であるから、これら商議は殆んど進捗してゐない。

一九三三年に英國の締結せる全ての協定の特徴は、締約相手國が若干の利益の代償として、英國商人に對するその購入の一定割合を留保することを要求されてゐることである。これは事實上一種の互惠となつて表はれてゐる——その態度は英國に關する限りでは、從來船舶より生じた歳入の低減に依り、特に同國地位の蒙つた變化に正當な顧慮を拂ふと共に、その通商均衡の逆調を轉せしめんとする希望に基くと解されるであらう。

實に英國は戰前まで、世界總噸數の約四五%を所有し、且つ世界船舶の約五〇%を支配してゐた。右は年々尠大な金額を齎したのであつて、これは貿易收支の不足を優に埋合せたものである。今や英國はその勘定收支の維持に當つてかゝる價値を有したこの財源を喪失したのである。その理由は諸外國の噸數増大及び就中世界貿易數量の減退である。

ギリシア、ギリシアは關稅に若干の改正を施した。就中、小麥輸入税は十月に引上げられた。以下の通商協定が亦締結された。

(a) 六ヶ月に亘る六月二十六日のアルバニアとの暫定的協定。これに依りギリシアへのアルバニア輸出價額は最初の四半期間に二〇%、次の四半期間に一五%だけ、アルバニアへのギリシア輸出よりも増額されるであらう。

(b) 八ヶ月間の七月二十日のユーゴスラヴィアとの協定。これに於いてユーゴスラヴィアは、ギリシア商品の一定割當に對し低減せる關稅率を適用することになつてゐる。ギリシアへのユーゴスラヴィアの輸出は五〇% (小麥の場合は八〇%) まではギリシア輸入業者の自由に處置し得る外國爲替を以て、残りは商品を以てこれを支拂得ることになつてゐる。

(c) 九月のイタリーとの特殊協定。これに依りイタリーの獨占機關は、イタリー生産品と交換に煙草の一定量を購入することを約束してゐる。

(d) 生産品 (小麥以外の) の一〇〇%交易を基礎とする九月十六日のソヴィエツト聯邦との協定。ギリシアは

割當の場合には最惠國待遇を與へ、而して商品輸出入の一般統制を規定してゐる。ギリシア商船のために特別條款があり、ギリシアの船舶が運輸に使用された場合には、支拂はれた運賃の一部をソヴィエツトへ拂戻すことを規定してゐる。

(e) ギリシアが十月七日トルコとの間に調印せる友好規約。これは六ヶ年の期間を有し、破棄通告なき場合には更に十ヶ年間更新し得るものであつて、經濟條款を收めてゐる。トルコはギリシヤよりの無花果、乾葡萄及びオリヴ油に對して關稅便益を與へ、且つトルコ商品の輸送に際してギリシア船舶に特惠授與を約してゐる。その代りギリシアは更にトルコ生産品を購入することを約束してゐる。

イタリー、イタリーの自主政策に關しては特記すべき變更はないが、他方條約政策には注目しなければならぬ。

六月九日、一九二五年十月三十一日の通商條約を補足する通商協定が、イタリー、ドイツ間に締結された。この條約の下で、ドイツよりイタリーに輸出される花卉、種子、馬鈴薯及米の場合關稅に若干の改正が施された。

六月十四日、イタリーはコスタ・リカとの間の通商並に航海條約に調印した。これは最惠國條款に基礎をおき、五ヶ年の期間を有してゐる。

又九月二日、ソヴィエツト聯邦との間に調印された非侵略規約を擧げなければならぬ。これは如何なる經濟的侵略の措置をも差控へるといふ、兩當事國側の相互契約を規定してゐる。

又九月二十六日、一八九四年六月一日の舊通商條約を補足する條約がアルゼンチンとの間に結ばれた。これは純最惠國條約的基礎に立つてゐる。新條約は三ヶ年の期限を有し、イタリー及びアルゼンチン商品の二個のリストを收め

るものであつて、その商品の輸入に對し兩當事國は相互關稅利益を認め合つてゐる。

そのリスト中の多數のイタリー商品には、織物、トマト、米、絹、麻、大理石、レモン、枸橼酸、酒石酸その他を含んでをり、アルゼンチン商品には冷凍肉、乾酪素、脂肪及び毛を含んでゐる。この條約は限定的な協定ではなく、一般通商條約に對する口切と觀られてゐる。

オランダ　オランダ政府は、現状勢は通商政策の新たな様式を要求してをり、且つ今日まで同國の實行し來つた凡ゆる國に對する均等地位に於ける待遇は、オランダをして自國輸出の促進を不可能たらしめたとの考へを有してゐる。従つて九月同國政府は輸入を統制する決心をなした。二法案がオランダ議會に提出されたが、その一はオランダと通商條約を結んでゐない諸國に對し執るべき權限を政府に與ふるものであり、他はオランダに均等利益を與へてゐる諸國に便益を與へるために、商品の仕出國に應じて（最惠國條款に拘泥せず）相異なる比例基準の上に輸入割當を決定する權限を政府に附與するものである。

尙又、農業を援助するために、穀物の輸入税中から基金が設定された。且つ穀物、果物及び蔬菜の輸入は一九三三年五月五日の農業恐慌法の下に獨占となつてゐる。これらの商品の輸入は獨占體の管理の下にある二機關、即ちオランダ穀物假中央機關並に果物及び蔬菜局の發行せる許可證を以つてしてのみ行はれることになつてゐる。

オランダの通商政策に關して尙指摘すべきは、オランダ政府が遂に（八月十日）一八三七年の英國及びオランダ間の通商及び航海條約中の最惠國條款について留保なしに適用せんとする、英國側の解釋を受諾せることこれである。従つてウーシー條約の批准は無期延期となつた。

ポーランド　十月十一日ポーランドは新關稅を採用した。多數の關稅は舊關稅に比ぶれば可成り上げられた。これは通商協定締結のため、ポーランド、フランス間の商議を困難とせしめた。

八月ポーランドはルーマニアとの條約に調印し、これに依つて二ヶ國は相互に輸入割當を認め合つてゐる。この協定は二ヶ國間の一九三〇年の現行條約を補足せるものであり、今年末まで効力を有してゐる。（然しこれは更新されるであらう）。

政治的見地より重要な別の協定が九月ダンチツヒ自由市との間に調印されたが、これはダンチツヒとグデイナー間の海上貿易の振當のためのものである。この協定は一九三四年九月三十日まで効力を有してゐる。

最後に記述すべきは、ポーランドが十月十二日オーストリアとの間に調印せるものであり、これは多くの經濟、關稅及び動物檢疫問題に關するものである。

スウェーデン　一九三二年初頭以來、スウェーデンは清算協定原理に基く通商政策を遂行し來り、ロンドン會議以後も尙斷乎としてこの行程を辿つてゐる。今日の如き混亂時代にあつては、最惠國條款は利益よりも寧ろ不利益となるものであるとの信念の下に、スウェーデンの商議方針は同國がその經濟機構に對して絶對的重要性を付してゐるもの、即ち國際收支の均衡を目指して行はれてゐる。この目的のためスウェーデンは同國が通貨の減價せる諸國及び爲替管理を採用せる諸國に於てなしたる購買の所得が、先づ第一にこれら諸國へのスウェーデンの輸出に對し、及び財政債務決濟の支拂に使用されるやうに確保されることを切望してゐる。

九月及び十月に、スキスは特に自動車、油、脂肪等に對し新たな且つ公正な幾多の割當を採用した。亦極めて重要な國民工業の終滅を防止する目的で時計製造のため部分品の製造に用ひられる機械にも亦禁止輸出税を課した。

チエコスロヴァキア　チエコスロヴァキアは一九三三年七月二十七日、ブルガリアと通商並に航海條約を締結した。この條約は最惠國條款を具現したものであり、又ブルガリアの若干農産品に關してチエコスロヴァキアの與ふる、及びチエコスロヴァキアの工業品に適用されるブルガリアの與ふる相互關稅便益を規定してゐる。

トルコ　六月以降トルコは數個の通商協定を結んだ。第一は六月十二日のオーストリアとの條約であつて、これによつて右兩國は商品の特定割當を相互に認め合つてゐる。この條約は一ヶ年間効力を有し、年々更新される。但し破棄通告は二ヶ月前になされることになつてゐる。

七月二日、相互最惠國待遇に基いた關稅並に航海に關する假條約が、トルコ、ブラジル間に取結ばれた。この假條約は兩當事國に割當を課することを許してゐる。

八月一日、トルコは六ヶ月の期間を有するハンガリーとの暫定的補償協定に調印した。兩締約國は右期間の間價額二百三十一萬六千ベングまで相手國の生産品を購入することを約してゐる。この協定に含まれたトルコの生産品は、煙草、石炭及び乾果、ハンガリー生産品は織物、金屬及びゴム商品、電氣機械、化學品、馬その他である。

同種の協定が十月中にトルコとソヴィエツト聯邦間に締結された。ソヴィエツトは一九三四年二月十七日まで、家畜、葡萄酒、オリヅ及びモーヘアを價額二百萬トルコ磅までトルコより購入することを約し、トルコ側は割當を越

えて右と同價額までソヴィエツト商品を入れることを約してゐる。

B、ヨーロッパ外諸國

日本　圓の減價に依つて日本輸出業者の得た有利な地位は、その他の理由と相俟つて多數國を脅やかした。一九三二年八月、南阿聯邦はこのため爲替ダンピング法に依つて日本品に對し自衛手段を執るに至つた。

八月、日本には通商審議會が設けられた。これは四十人の委員より成る諮問機關であつて、通商條約の改訂、輸出入間の均衡維持に執らるべき手段、新市場の開拓等を考慮すべきものである。

一九〇四年の日印通商條約は十月十日を以つて満期となつた。一九三三年四月印度より破棄通告が宣せられ、同時に印度は同國への日本の通商侵略を阻止する目的で、ダンピング防止法を布いた。新協定締結のため商議は最初兩國の工業家間に、續いて兩政府の代表に依つて開かれた。これら商議は未だ何等の成果をも齎らしてゐない。これらは特に日本綿製品の輸入に對する印度側の課税、並に日本の印綿購入に關するものである。一方、一九〇四年條約は一九三三年十一月十日まで延期された。

米國　復興法は米國大統領に新關稅の賦課、並に復興計畫の成功を危うくする恐れある外國競争品の輸入禁止すらも行ふ權限を與へてゐる。關稅委員會は輸入の動きを嚴密に觀察し、七月に約一千品目商品の輸入に關する報告書を作成した。

二、一般考察

(a) 通商政策の發展

今日大多數國の遂行せる協定政策は、各締約相手國と共に所謂貿易均衡の達成に専念するを以つて特徴としてゐる（その國の貿易均衡が逆調なる場合には當然に）。これは多邊的協定並に、最惠國條款の無條件且つ無制限的適用の廢棄を齎らすものである。

この傾向は一九三三年英國の締結せる多數の通商條約に於いて見られる。又原理に於いても明白であつて、フランス、オランダ、スイス、及びその他諸國は輸入割當の振當に當つて爾後この原理に従ふ意圖を宣明してゐる。

且つ又この貿易均衡の原理は、東南ヨーロッパ若干國が相互に締結した補償協定の中に最も廣汎に發展した。これらの協定は契約諸國が一國が他國への輸出に於いて許される商品價額を同一數字に定めるものである。又その他徹底的な物々交換の形態を更に押し進めて行つてゐるものがある。締約國が相互に與へ合つた商品の割當を實際に輸入することを約する場合がこれである。（ハンガリー並にユーゴスラヴィアに對しオーストリアの結んだ協定）。

貿易均衡政策が凡ゆる國に適用されてゐないのは云ふまでもない。一國が他の一國に對して壓迫を加へ、而して前者が後者の死活的重要性を持つ市場である場合、及びその國の相手國に對する貿易均衡が著しく好調である場合には前者からのみ多くを購入せしめることが出来る。典型的な實例は、スエーデン、ノールウェー、フィンランド、デンマーク及びアルゼンチンに對する通商關係の觀點よりせる英國の場合に見られるであらう。この英國の如き國の場合

には亦必要に應じ相手國の生産品の全部若くは一部なくしてもやつて行ける立場にゐなければならぬ。即ち、それらの生産品を他處で、且つ同様に有利な條件で入手することが出来るやうでなければならぬ。

貿易均衡を基礎とせる協定に關して、意見を述べることは困難であらう。かゝる協定に依つて特に貿易均衡が從來逆調であつた場合これを好調に轉せしめ得る國にとつては、かゝる協定が利益であるのは否むことは出来ない。然し若し締約相手國に及ぼすかゝる協定の影響に思ひ及ぶならば、躊躇なしに同じ意見を與へることは出来ないであらう。それらの國がかゝる協定から得た利益は確かに著しいものがある、然しこれは概して消極的性質のものではないか、——即ち諸國は自國商品の重要市場を喪失しただけである。且つ又、現状を維持するために、諸國は爾後は締約相手國から購入を強制せられる生産品に對し、恐らくより多くの支拂をなすであらう。これまでこれら諸國が他國で購入をなしてゐたといふその事實は、かくすることがそれら諸國に有利であつたといふことを明かに物語るものである。更に、第三國に對し齎らされる結果に注意しなければならぬ、即ちそれら諸國の輸出は縮減し、従つて場合によれば由々しき損失を蒙るかも知れぬ。従つて、——かくして起るべき軋轢（及び恐らく報復手段すらも）は暫くこれを措いて——若し貿易均衡を確保する諸協定は、單に特定國の觀點よりのみならず一般利益の觀點よりこれを考察するならば、それらの及ぼす不利益は利益を相殺して余りあるものがあるであらう。且つ又、これらの協定が、國際貿易の流れを、その自然の、従つて最も經濟的に有利な徑路より轉向せしめ、人爲的な水路に向けるといふ事實に照らしてもかゝる結果はた易く了解されるのである。全般的經濟が利益を贏ち得るといふ場合は一の假説に據つた場合のみであり、それは兩締約國と第三國との貿易がその結果として妨げられることなく強化され得る程度まで、この方法が兩締約國の經濟生活を刺激し發展せしむるに成功した場合である。

かゝる協定の今一つの特徴は割當制度を恒久化する傾向である。蓋し事實に於いて目的たる貿易均衡を確保せしめ得るのは割當であるからである。實施されてゐる割當制度の適用より生ずる多くの諸種の不利益を茲で述べる必要はない。最後に、これらの協定は往々にして政府をして外國貿易管理機關設立のため、又時とすれば國營設定のため自國の工業家並に貿易業者に壓迫を加へしめるものなることに留意しなければならぬ。要するに、經濟分野に於ける國家の干渉はかくして著しく増大し來たつた。

(b) 衡平待遇制度の漸進的廢棄

さて、最後の問題を考察しやう。通商條約の現傾向、概述せるが如きその特徴は最惠國條款に對して如何なる影響を及ぼすものであらうか。割當に關する限りでは、無條件且無制限的條款の運用が停止せしめられたことは否むことが出来ない。若干國は他國に對する態度を爾後互惠の精神に基いて決する旨公然と宣言してゐる。又諸國が形式上は最惠國條款を忠實に守る一方、該條款の、文字上に於いてはとも角精神に於いてその矛盾を他の國が認めざるを得ない規定をその通商條約中に挿入する場合もある。例へば、一國が或種の最も重要な商品に於いて高率を以つて（七〇乃至八〇%）他國から購入することを約す場合には、その他の諸國に關して如何にして衡平待遇の精神がかゝる商品の場合に適用され得るかは考へ得られないのである。他方に於いて關稅率の場合には——ダニューヴ諸國の農產品のための特惠關稅及拂戻關稅を除く、これらはその性質上該條款の範圍内には入らぬ——何等第三國の權利侵害とはならぬやうに思はれる。然しながらスペインで適用の企圖されてゐる如き特別拂戻制度は最惠國條款と兩立しないものと考へられる。

無條件的且つ無制限的條款の消滅は、これ即ち國際貿易の根本的保障たる、從來の差異を緩和し、工業並に貿易を

安全の基礎の上に運行するを得しめた價值大なる劃一的、協調的要因の消滅である。互惠主義は、最惠國制度の下にあつて各國を爾餘の凡ゆる諸國と連結する綱目をなしてゐた國際關係を破碎し、擾亂するものである。競争上の機會均等を廢除することに依つて、互惠主義は怨恨を生み、報復を挑發し、現行協定の間斷なき改訂を不可避たらしめ、恒久的不安狀態を醸し、關稅に依つて行はれる作用を錯綜せしめる。

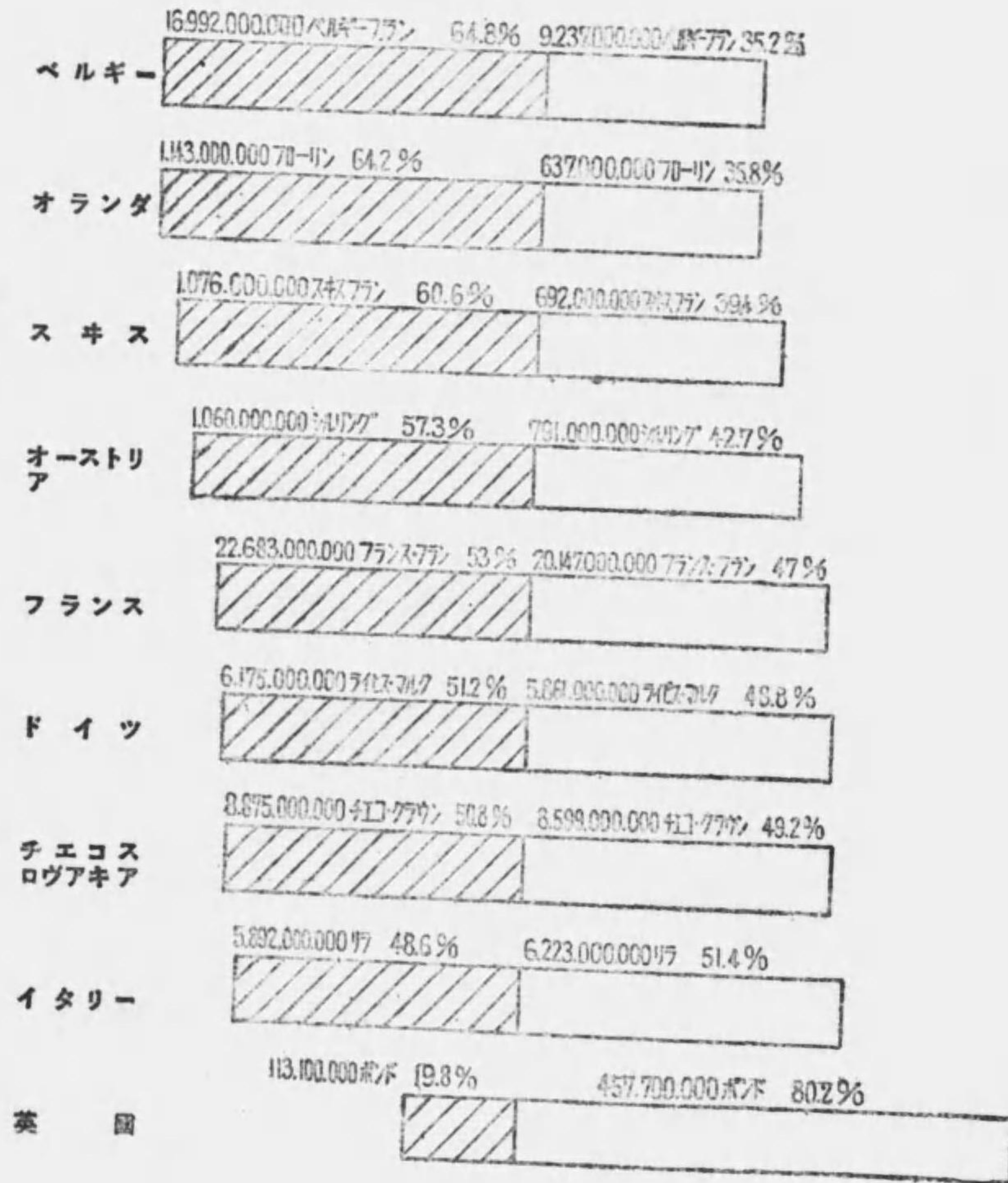
現状の下で特に重大と考へられるのは、全體としての諸國に對し衡平待遇を確保するを目的として、又各自の必要な國際關係に正常な顧慮の拂はれた一制度が、一つの政策を以て置き換へられたといふ事實である。即ちこの政策はこれら多面的關係を全然無視し、且つこの政策の下に於いて各國は、或る他の單位とその關係を決着せしめる一單位に過ぎないものと考へられてゐるのである。

現恐慌の原因は、多數且つ根柢深いものであるから、今日世界的に要望されてゐる如き急激な政策變更を行ふ餘地は恐らくないであらう。然しながら、若干の改善の兆に鑑みて、諸國の若干グループ間の壓倒的な貿易集中が、ロンドン會議に於ける米國の提案に多少の關係を有する部分的解決と云ふ考察に結局導くものではなからうかとの疑問も起り得るのである。この解決に依れば相互間の國際貿易が特に強化されてゐる諸國は、相互に便益を與へ合ふのであつて、この便益は該條款の適用を度外視するものではあるが、然し締約國の特殊狀態に鑑みて、一般的利益のため集中貿易地帯を創出するに資するであらう。恐慌のかゝる解決は全く合理的であり、且つ今日の通商政策の傾向とは背馳するものでないであらう(一)。

(一) Doc. C. 435. M. 220. 1933. III page 43. 參照。

右觀念の基礎をなしてゐる通商關係は汎く知られてゐる通り、假令一時的な性質のものにせよ、特に相互に密接な

一九三〇年に於ける
九ヶ國サークル内の輸出價額



紐帶を持つ數ヶ國に互り結ばれる協定は、これら各國に對して與ふる利益に於いて、一國家單位と一國家單位に限局せられた統制形態より生ずる利益に優るものがあるであらう。

一九三〇年についての以下の表は、これに擧げられた工業國が——グループの構成は必然に任意的なものであり、且つ問題とすべきであるが——英國を除き、何れの國もその輸出の半分を、若くはそれ以上までも諸國間に構成されてゐる假設的サークル内で賣つてゐることを示してゐる。これら各諸國の輸出分布については後の表に詳細に示されてゐる。

一九三〇年輸出(價額百万フラン)		仕 向 國	價 額	%
フ ラ ン ス				
英	六、八三九	國	一六〇〇	一・六〇
ベ ル ギ	五、四四〇		一二・七	一・二七
ド イ ッ	四、一五四		九・七	九・七
ス キ	三、〇九七		七・二	七・二
イ タ リ	一、六八〇		三・九	三・九
オ ラ ン ダ	一、二二五		二・九	二・九
オ ス ト リ ア	一六八		〇・四	〇・四
チ エ コ ス ロ ヴ ア キ ア	八〇		〇・二	〇・二
計	二二、八八三		五三・〇	
一九三〇年總輸出四百二十八億三千万フラン・フラン				
(1) 推算				
一九三〇年輸出(價額百万シルリング)		仕 向 國	價 額	%
オ ー ス ト リ ア				
ド イ ッ	三、二二三		一七・五	一・七五
チ エ コ ス ロ ヴ ア キ ア	二、二二二		一二・〇	一・二〇
イ タ リ	一、七六六		九・五	九・五
ス キ	一、一〇〇		六・〇	六・〇
英	一、〇二二		五・五	五・五
フ ラ ン ス	七、七八		四・二	四・二
オ ラ ン ダ	三、三二		一・七	一・七
オ ス ト リ ア	一、〇六〇		〇・九	〇・九
計	一、〇六〇		五七・三	
一九三〇年總輸出十八億三千万シルリング				

一九三〇年輸出(價額百万フラン)		仕 向 國	價 額	%
ス ウ イ ス				
ド イ ッ	二、八三三		一六・〇	一・六〇
英	二、六三三		一四・九	一・四九
フ ラ ン ス	一、八三三		一〇・四	一・〇四
イ タ リ	一一二〇		六・八	六・八
オ ラ ン ダ	六二		三・五	三・五
オ ス ト リ ア	五五		三・一	三・一
ベ ル ギ	五五		三・一	三・一
チ エ コ ス ロ ヴ ア キ ア	一、〇七六		六・〇	六・〇
計	一、〇七六		六〇・六	
一九三〇年總輸出十七億六千八百フラン				
一九三〇年輸出(價額百万ギルデン)		仕 向 國	價 額	%
オ ラ ン ダ				
英	三、八三三		二一・五	二・一五
ド イ ッ	三、六六六		二〇・六	二・〇六
ベ ル ギ	一、九〇〇		一〇・七	一・〇七
フ ラ ン ス	一、三九〇		七・八	七・八
ス キ	二七		一・五	一・五
イ タ リ	二二		一・二	一・二
オ ス ト リ ア	一一		〇・六	〇・六
チ エ コ ス ロ ヴ ア キ ア	一、一四三		六・四	六・四
計	一、一四三		六四・二	
一九三〇年總輸出十七億八千万フロリン				
(1) 推算				

ベルギー

一九三〇年輸出(價額百万ベルギー・フラン)

仕向國	價額	%
英國	四、九九八	一九・一
フランス	四、一二一	一五・八
オランダ	三、三四八	一二・八
ドイツ	二、九八七	一一・四
スイス	六七〇	二・六
イタリア	五九九	二・三
オーストリア	一一九	〇・五
チェコスロヴァキア	八〇	〇・三
計	一六、九二二	六四・八

(1) 推算
一九三〇年總輸出二百六十一億五千九百万ベルギー・フラン

ドイツ

一九三〇年輸出(價額百万ライヒスマルク)

仕向國	價額	%
英國	一、二一九	一〇・一
フランス	一、二〇六	一〇・〇
オランダ	一、一四九	九・五
スイス	六二八	五・二
ベルギー	六〇一	五・〇
イタリア	四八四	四・〇
オーストリア	三六〇	三・〇
チェコスロヴァキア	五二八	四・四
計	六、一七五	五一・二

一九三〇年總輸出百二十億三千六百万ライヒスマルク

チェコスロヴァキア

一九三〇年輸出(價額百万チェコ・クラウン)

仕向國	價額	%
ドイツ	二、九七一	一七・〇
オーストリア	二、四三九	一四・〇
英國	一、三七八	七・九
スイス	五〇五	二・九
イタリア	四九一	二・八
フランス	四四二	二・五
オランダ	四〇五	二・三
ベルギー	二四四	一・四
計	八、八七五	五〇・八

一九三〇年總輸出百七十四億七千四百方チェコ・クラウン

英國

一九三〇年輸出(價額百万磅)

仕向國	價額	%
フランス	二九・七	五・二
ドイツ	二六・八	四・七
オランダ	一八・九	三・三
ベルギー	一五・〇	二・六
イタリア	一三・八	二・四
スイス	五・二	〇・九
オーストリア	二・〇	〇・四
チェコスロヴァキア	一・七	〇・三
計	一一三・三	一九・八

一九三〇年總輸出五億七千八十万磅

イ タ リ ー

一九三〇年輸出(價額百万リラ)

仕 向 國	價 額	%
ド イ ツ	一、五五三	一二・八
フ ラ ン ス	一、二三四	一〇・二
英 國	一、一八五	九・八
ス キ ー ス	九三三	七・七
ベ ル ギ ー	二八〇	二・三
オ ラ ン ダ	一八〇	一・五
オ ス ト リ ア	三八九	三・二
チ エ コ ス ロ ヴ ァ キ ア	一三八	一・一
計	五、八九二	四八・六

一九三〇年總輸出百二十一億二千五百万リラ

(1) 推算

昭和九年一月十九日印刷
昭和九年一月廿四日發行

定價拾錢 (送料二錢)

一月以降の
三三の通商
三三の通商
年商展
六月策

日本書局
發行所
會協國本日
會協國本日

編輯者 赤松之
發行人 赤松之
印刷所 中弘繁
印刷所 勇喜社印刷所

發行所

東京市丸の内二ノ十二(振替東京五五二八三番)
社団法人 日本國際協會

終

